

# 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 7 年 4 月 2 3 日

島根県宍道湖流域下水道事務所長

江角 豪人

## 1 入札に付する事項

### （1）件名

宍道湖東部浄化センター低濃度 P C B 廃棄物の収集運搬・処分業務委託

### （2）業務内容

- ・低濃度 P C B 廃棄物の搬出及び運搬
- ・低濃度 P C B 廃棄物の処分
- ・その他は仕様書及び入札説明書による

### （3）委託期間

契約日から令和 7 年 1 0 月 3 0 日まで

### （4）業務場所

島根県宍道湖東部浄化センター

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- （2）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- （3）島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- （4）消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- （5）公告の日から入札書等提出期限の日までの間に、島根県が行う業務委託等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受けていないこと。
- （6）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

### 1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．親会社と子会社の関係にある場合

イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## 2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、(1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

## 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取扱う。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4の4第1項に基づく「無害化処理施設」の認定を受けた者で下記事項を満たす者であること。

ア．認定証に「処理する産業廃棄物の種類」に「絶縁油であつて、ポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったもの」と記載されていること。

イ．認定証に「収集又は運搬の有無」が「有」と記載されていること。

## 3 入札書の提出場所等

### (1) 入札説明書等の問合せ先

〒690-0023 島根県松江市竹矢町1444番地

島根県宍道湖流域下水道事務所 業務課

電話 0852-37-0216

### (2) 入札説明書及び仕様書

島根県宍道湖流域下水道事務所のホームページに掲載する。

### (3) 入札説明会 実施しない。

### (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア．日 時 令和7年5月23日（金）13時00分

イ．場 所 島根県松江市竹矢町1444番地

島根県宍道湖東部浄化センター 管理本館3階 小会議室

ウ．開 札 即時開札

エ．その他 郵便による入札は認めない。

## 4 その他

### (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内であって最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 再度入札

ア．開札の結果、落札者がいない場合は、開札日において、直ちに再度入札を行うこととする。

イ．再度入札は 2 回までとする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。